

## 子育て期を過ぎてからの 地方転勤、選んだのは 新幹線通勤という働き方



厚生労働省 労働基準局賃金課長  
いおきべ ちなみ

### 五百旗頭 千奈美

#### Profile

- 平成9年・労働省入省(1種(法律職)採用)労働基準局・職業能力開発局の窓口課で法令業務を担当(係長、係長)
- 平成13年・～出産 育児休業(1年)
- 平成14年・政策統括官付政策評価官室係長  
厚生労働白書の作成
- 平成17年・～出産 育児休業(1年)
- 平成18年・外務省国際協力局専門機関課課長補佐  
国際労働機関(ILO)条約の締結業務、ILO総会・理事会対応(@ジュネーブ)等
- 平成20年・雇用均等・児童家庭局短時間在宅労働課課長補佐  
改正パートタイム労働法の施行、在宅労働ガイドラインの改定等
- 平成22年・労働基準局勤労者生活課課長補佐  
中小企業退職金共済制度、財形貯蓄制度の運用等
- 平成24年・**転勤** 栃木労働局総務部長  
労働局の総務・広報業務(新幹線通勤)
- 平成26年・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課課長補佐・企画官  
部の政策・国会対応等の総合調整役(政策調整委員)、非正規雇用対策(同一労働同一賃金、労働者派遣法)、若者雇用促進法の制定
- 平成27年・職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室長  
若者雇用促進法の施行
- 平成28年・内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画官  
レガシー作り(心のバリアフリー推進・ボランティア等)
- 平成30年・労働基準局労働関係法課調査官  
解雇の金銭救済制度の検討、有期雇用契約労働者の無期転換制度等
- 平成31年・労働基準局賃金課長  
～現在 最低賃金の決定

※経歴一部省略

## 手探りながらも 仕事と育児の両立 に奮闘

旧労働省採用の職員は30代前半ごろに地方勤務の機会がありました。私は局の窓口法規係長の頃に1人目の子どもを出産していたため、地方勤務の時期については人事課から意向確認をいただきました。いずれ地方も行きたいけれど今はまだ、という私の希望を聞いていただいたことを大変感謝しています。1人目の育児休業からの復職後は人事課の配慮もあり、年間のうちの半分は自立的に業務をすることができる部署へ配属されました。当時は今ほど両立制度を利用できる環境ではなく、突発的な残業も多かったため、家事サービスを利用しながら、手探りで仕事と育児の両立を図ってきました。とはいえ家事の全てを一任するわけにはいかず、例えば食事の材料から献立、味付けなどを細かく伝えて対応してもらっていました。今思い返すとかなりの負担ではありましたが、過ぎてみればそんな時期もあったなと感じられますし、あの頃のおかげでタイムマネジメント力が鍛えられたと感じています。

そのような時期を経て子どもたちも成長し、両親との同居を開始したこともあり、子育て期のため時期を遅らせていただいていた地方勤務への意向を固めました。打診いただいたのは栃木労働局へ総務部長としての赴任。遠方への赴任も覚悟して

いたので驚いたとともに、転居も通いも可能な場所でしたので、家族のいる身としては純粋に嬉しく感じたことを覚えています。家族とも相談した結果、新幹線を利用して片道2時間での通勤を選択することに。そしてこの栃木労働局への地方転勤が、私にとって最も印象深く、その後の行政キャリアにも影響を与えた貴重な経験となりました。

## 子育てがひと段落した タイミングでの地方勤務

### ● 歴代前任者への入念なヒアリング

赴任するにあたり、まずは女性の総務部長経験者と4代ほど遡って前任者へヒアリングを実施しました。それぞれの総務部長がその時々々の行政課題へ全力で向き合ってきた歴史に触れ、自分自身の心構えとしました。そして行政の第一線で仕事をする以上、行政官として栃木の方々に貢献できることをしたい、そんな想いから事前に業務統計を調査。そこから栃木の行政課題の一つに「生活困窮者の就労支援」があることを知り、これを取り組むテーマ候補に抱いて着任しました。実際に現場の声を聞くと、そのニーズと合致していることがわかり、すぐさま行動を始動。総務部長だから

こそできる仕事とは何かを考えた結果、宇都宮市長に相談し、市役所内に就労支援の拠点としてハローワークのコーナーを開設し、市と協力して生活困窮者の就労支援を強化する体制を作りました。赴任前にやるべきことを自分なりに思い定めていたことが、スピーディなプロジェクト実現に繋がったのだと思います。そのような過程でプロジェクトに関わる職員の心に火が付き、開設から一年弱で全国一の就労支援実績を上げることに。それはひとえに栃木労働局の職員の頑張りりと、宇都宮市役所との連携、そして絶対にうまくやるのだという皆の強い気持ちがあったからこそ結果であったと思います。子育て期に配慮していただき、通常より遅い30代最後のタイミングでの赴任でしたが、行政経験を積んでいたからこそできた経験でした。

そしてここで見つけた政策シーズが、後に本省へ戻った際に新法施行というかたちで花を咲かせることとなります。



労働基準監督署長と現場視察からの帰路にて

### ●本省で生かされた現場の経験

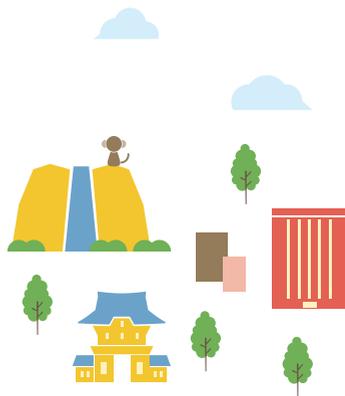
本省へ戻った後は、労働者派遣法改正、そして若者雇用促進法という新しい法律の制定に携わることになります。当時は、若者を採用しては過重労働によって使い潰し、離職に追い込む企業が問題視され始めた頃でした。当時のハローワークは、法律上、このような企業からであっても求人拒否することはできず、栃木にいた頃から現場はジレンマを抱えていました。そこで新しい法律には「求人不受理」という条文を入れることに。法律として問題無く設計できるのか難しいところはありましたが、何とか施行業務まで辿り着きました。「これはおかしい」という現場の声を何とかしたいと思っていたところで、新法制定の業務にあられたのは本当に幸運でした。本省にいれば気が付かなかったことを地方で見つけ、それをまた本省へ持ち帰って政策に反映する。種を見つけ、植えて、育て、刈り取るまでを経験できたのは、この地方勤務があったからこそと思います。

### 次世代へ良い社会を遺していくために

栃木にいた頃、県庁や地域の労使団体、学識者の方などとも幅広くお付き合いをすることで、地域の行政ニーズや職員のいろいろな想いを知ることができました。立場が違えば当然、見るものも違います。時

には理解しがたいようなこともあります。が、何でそうなのかという想像力と、相手に対するリスペクトはとても必要なことだと実感しました。これは、今でも業務をするうえでとても大切にしていることの一つです。

様々な業務を経験させていただいて思うことは、地方勤務は行政官として絶好の成長の機会であるということ。転勤というだけで「できない」と最初からその可能性を探らないのではなく、思い切ってやってみると自分なりの道が拓けるのではないかと思います。そして困難な状況に陥った時には、やるべきことを全力で尽くしたうえで、最後にはきっとうまくいく！とポジティブに取り組むこと。身近な存在である、次世代代表の子どもたちに恥じない仕事をする。これからもその想いを忘れず、仕事に向き合っていきたいと思います。



### 1日のタイムスケジュール例(転勤時)

- 5:00 起床、身支度、家事(時々、お弁当作り)
- 6:30 自宅を出発(新幹線内で睡眠、庁舎へのバスの中でおにぎりを食べる)
- 8:30~(午前) 各種決裁案件への対応  
広報担当として、栃木労働局定例記者会見に出席@県庁記者クラブ  
栃木県庁幹部と意見交換
- 昼休み スマートフォンで、食材や家族の必要品をネットショッピング、献立の検討
- (午後)~ 各種決裁案件への対応  
17:30 局内打ち合わせ
- 18:00~ 終業後、地域の経済団体と意見交換・懇親会
- 20:30過ぎ JR宇都宮駅から新幹線で帰路へ
- 22:00頃 帰宅、家族との時間、家事、入浴等
- 24:00 就寝

### 女性職員へのメッセージ

地方勤務は、行政官としての視野、経験を広げる絶好の機会。家族、職場とコミュニケーションをしっかり重ね、転居型、通勤型、時期、期間等、win-winなポイントを探ることが、転勤成功の秘訣だと思います！

### 人事課からのメッセージ

Q 転勤に関して、組織としてどのような配慮・工夫を行っていますか。

A 転居を伴う異動については、毎年Aの身上調査や本人との面談等を通じて、タイミングや場所などの希望を聴取し、本人のライフプランにできる限り配慮しています。

また、実際の異動に当たっては、転居を伴う異動の内示日は、原則として発令日の2週間前としています。正式な内示に先立ち、異動の大まかな時期や方面を本人にお知らせする等の取組を行っています。

Q 転勤の意義や必要性についてどのように考えていますか。

A 第一線の現場の実情・実務を把握・経験すること、また、管理職員としてのマネジメント能力の向上を図るために、地方公共団体や出先機関等での勤務は大変重要であります。必ずしも、転居を伴わなければならないとは考えておりません。

Q 運用上の課題はありますか。

A 今後はさらに女性職員の割合が増加していく中で、男性職員も家庭事情等がある者もあり、転居を伴わない形でも地方公共団体等で勤務できる機会の確保が課題となっています。